

輸入解禁要請に関する検証の手続

近年、海外から輸入される農作物の多様化が進む一方、食の安全・安心に対する国民の関心も高まっている。このことから本稿では、輸入を禁止している外国産農産物の輸入解禁に向けた検証の手続について説明する。

植物防疫法により、チチュウカイミバエ、コドリंगा、火傷病など、日本未発生で国内に侵入した場合に有用な植物に重大な被害をもたらすおそれのある病害虫を対象として、発生国から寄主や宿主となる植物の輸入を禁止している。ただし、輸出を希望する国や地域において、侵入を阻止し得る検疫措置が確立された場合、当該措置の適用を条件として、輸入を認めている。

輸入解禁要請に係る標準的な手続については、平成 11 年 9 月に「植物検疫における輸入解禁要請に関する検証の標準的手続について」を定め、農林水産省のホームページ（www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/keneki）で公表している。また、各国から寄せられた解禁要請事案ごとの手続の進捗状況は、同ホームページ及び日本貿易振興機構（JETRO）の通商弘報で公表している。輸入解禁手続の流れは図のとおりである。

① 輸入解禁の要請

手続は、輸出国政府が日本政府に対し輸入解禁の要請を行うことで開始となり、輸出国政府から対象病害虫を日本に侵入させないための検疫措置（くん蒸、低温処理などの消毒技術の開発や病害虫無発生地域などの設定等）が提案される。また、通常はその措置が妥当であることを証明するための試験や調査が輸出国側で実施される。

② 試験・調査計画、データ等の提出

試験・調査の実施に当たっては、具体的な試験計画の提出を輸出国側に求め、その内容が適正か予め日本側で確認を行っている。試験終了後は、報告書が輸出国側から提出され、日本側専門家によりそのデータや技術情報の確認・評価が行われるが、試験計画書、報告書ともに、内容が十分でなかったり適正でなかった場合には、計画の修正、データ等の追加提出、試験の再実施等を要請しており、試験計画が提案されてからその結果が適正と評価されるまで数年を要する事例も少なくない。

③ 現地確認試験・調査の実施

提出された試験結果に問題がないと判断され

た場合は、その試験結果に基づいて設定された検疫措置が妥当かどうかを最終的に評価するため、輸出国において日本側専門家の立会いによる現地確認試験が行われる。

④ 法令改正等手続

以上の手続が適正に終了し、設定された検疫措置を適用することによって対象とする病害虫の日本への侵入を阻止できるものと評価された場合、公聴会、パブリックコメント、産地説明会等の機会を設け、学識経験者、生産者等関係者から広く意見を聴取する。その結果、問題ないと判断された場合には、関係規則を改正して輸入解禁となる。

2014 年 2 月現在、45 の国・地域から、134 件の輸入解禁要請及び 7 件の輸入条件変更要請があり、標準手続に基づき輸出国との協議を継続しているところである。

このような手続を経て、これまでに 27 の国・地域から、のべ 97 品目の植物の輸入が解禁されており、最近では、本年 2 月に、豪州産ぶどう、トルコ産レモンの輸入解禁、アルゼンチン産かんきつ類、イタリア産スウィートオレンジ、チリ産さくらんぼの輸入条件の変更がなされた。なお、解禁された植物の輸入に際しては、植物防疫官が輸出国に出向き、現地での消毒、輸出検査などが適切に行われていることを確認している。

